定期報告の作成と提出のお願い

青 森 県

1 定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。

別紙の「定期報告書」の様式に、**令和5年2月1日現在**の飼養頭羽数及び衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。

記載方法についてのお問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所にお願いします。

また、皆様から報告いただいた内容については、下記のとおり利用しますので、御了承ください。

【利用の範囲】

- 家畜の飼養管理指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、国、市町村、県の畜産担当部署間で情報の共有を 行います。(畜産担当部署以外に個人情報が提供されることはありません)
- ③ 家畜の飼養頭羽数等については、市町村ごとに集計を行いますが、集計結果については、 農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう処理した上で、提供する場 合があります。
 - ※黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛 の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県 本部に提供します。

2 定期報告書提出期日

市町村又は各家畜保健衛生所にお問合せください。

3 記載に当たっての注意事項

本報告書は、農場ごとに、家畜の飼養者が作成し提出してください。なお、家畜の飼養者以外に飼養衛生管理者がいる場合は、その者に作成させることができます。

(1) 基本情報

- ・法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・複数の畜舎を所有する場合は、畜舎の所在地ごとに記載してください。
- ・家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者になる場合は「飼養衛生管理者の氏名」欄に同上と記載してください。なお、この場合、飼養衛生管理者の住所及び連絡先の記載は不要とします。
- ・飼養衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の情報を記載してください。
- (2) 家畜飼養頭羽数等
 - ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。

※畜種:「肉用牛」、「乳用牛」、「豚・いのしし」、「馬」、「めん羊・山羊・鹿」 「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」

- ・令和5年2月1日時点において、直前に家畜の出荷や移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の数値(常時飼養頭羽数)を記載してください。
- (3) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
 - ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。
 - ・小規模飼養者は、(3)及び(4)の提出は不要です。

※小規模飼養者:牛・水牛・馬:1頭

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし:6頭未満

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥:100羽未満

だちょう:10羽未満

(4) 添付書類

記載例に基づき記載してください。

定期報告書

令和	年	月	日
----	---	---	---

都道府県知事 殿

農場名	:			
住 所	:			
電子メール	:			
(電話番号	:	_	_)
(FAX	:	_	_)

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名		
家畜の所有者の住所	郵便番号 一	
	電子Mail :	
家畜の所有者の連絡先	携帯電話番号 :	
次田 */// ロ・ロ・// 左//ロ/ /ロ	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者の氏名		
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 一	
	電子Mail :	
	携带電話番号 :	
飼養衛生管理者の連絡先	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者が管理する衛生管理 区域の住所	郵便番号 一	

	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
	3 B/ 13 PE	頭	頭	頭		
	肥育牛(乳用種の雄牛及	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	び交雑種の牛を除 く。)	頭	頭	頭	頭	
	肥育牛(乳用種の雄牛及びな雑種のおよび	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	び交雑種の牛に限 る。)	頭	頭	頭	頭	
家畜の種類	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛	
及び頭羽数		頭	頭	頭	頭	
			繁殖豚		肥育豚	子豚
	豚	雄豚	母豚	育成豚	(子豚を除く。)	1 1/2
		頭	頭	頭	頭	頭
		採卵		肉用鶏		
	鶏	成鶏	育成鶏			
		KK	KK	KK		
	馬その他	馬	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()
		頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
+ ^	等の数	畜舎	ふ卵舎			

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者(当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。)が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
 - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
 - 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
 - 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。 その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1.基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1-2.その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。
 - 5 報告の期日等について

- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、

イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日 ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

- 6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該 家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをい う。
- 8 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他 ()」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。
- 9 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に 関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。 また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内 容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- 11 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。
 - ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

「鶏・	鳥類用」
-----	------

市町村名	氏	名

2. 家畜の種類及び飼養羽数等

採卵鶏、肉用鶏(100羽未満は除く)

(単位:羽)

採卵			
成鶏 (150日齢以上)	育成鶏 (150日齢未満)	肉用鶏	主な品種名
	種	鶏	
印序	用種	肉月	用鶏
白玉系	その他	赤鶏系	その他

注1:100羽未満の鶏を飼養している場合は、「その他の鶏・鳥類」欄に記載する。

2:種鶏の欄には、肉用鶏や採卵鶏の親鶏を記載する。 (産卵した卵が食用として出荷される鶏は採卵鶏、鶏そのものが肉用として出荷される鶏は肉用鶏であり種鶏ではない)

その他の鶏・鳥類 (単位:羽)

品種()	品種()	品種()	品種()

鶏舎数	

市町村名	氏名

添付書類

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※ 小規模所有者 (豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿:6頭未満、鶏、鳥類:100羽未満、だちょう:10羽未満) の飼養者は、当該様式の記載は不要です。

1 農場平面図

- ① 飼養衛生管理基準パンフレットのイメージ図を参考に、農場敷地全体の模式図を記載してください。
- ② 図内に、衛生管理区域境界線とその出入口、消毒設備の設置箇所を明記してください。
- ③ 図内に、畜舎の大きさを記載してください(縦 \bigcirc 0m×横 \bigcirc 0m等)。

※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、 () 内に具体的な内容を記入してください。
2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に 接触する機会を最小限とする措置の内容
 衛生管理区域の区分方法: 柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他 () 立入制限の表示方法 : 立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他 () 畜舎への立入制限方法 : 畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他 () その他 : ()
3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類
衛生管理区域出入り口: 消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏込み消毒槽 / その他() 音舎出入り口 : 消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他()
4 畜舎ごとの家畜の飼養密度(畜舎ごとに記載)
(畜舎区分) (畜舎の面積) (飼養頭羽数) (飼育密度)
5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況
① 埋却予定地の有無 : 有 / 無
所在地 :
② 埋却予定地が自己所有でない場合
所有者の氏名:
契約内容 : 書面契約あり(契約書の写しを添付) / 承諾は得ているが契約はしていない
③ 埋却予定地の現在の利用状況・面積・農場からの距離
利用状況 : 山林 / 原野 / 空地 / 採草地 / 放牧地 / 休耕田 / 畑 / その他 ()
面積 : 農場からの距離 : km
④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況:
説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 (
⑤ 参考事項 :

6	家畜伝染病発生時における焼却又は化製処理の準備措置: 有 /	⁄ 無
	① 施設の名称 :	
	施設の所在地:	農場からの距離 : km
	② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況:	
	説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得てい その他 (ない / 説明していない /
	③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況:	
	説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得てい その他 (ない / 説明していない /
7	埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これ	らを確保するための取組状況
	埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保に 焼却施設等を探している /	
	その他()
8	農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル	
	模所有者の場合(成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、 ・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上)	山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あ
1	担当獣医師について	
	氏 名 :	
	所 属 :	

特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

市町村名	氏名
	記載例

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※:小規模所有者(豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿:6頭未満、鶏、鳥類:100羽未満、だちょう:10羽未満)の飼養者は、当該様式の記載は不要です。

1 農場平面図

① 衛生管理区域及び出入口

これを明示すること

- ② 消毒設備の設置箇所
- •同一敷地内に家畜の使用場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載下さい。
- 衛生管理区域及び衛生管理区域の出入り口が明確にわかるよう記載下さい。
- 衛生管理区域の区分方法と位置(ロープ、プランター、白線等)を記載下さい。
- ・衛生管理区域・畜舎の出入り口付近に設置した消毒設備の内容と場所を記載下さい。
- 人の出入りを制限するために講じた措置(立て看板、ロープ等)の位置、内容を記載下さい。
- ・畜舎の大きさを記載下さい(縦〇〇m×横〇〇m等)

2 最J	関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を 小限とする措置の内容	Ē
	生管理区域への立入制限方法:衛生管理区域の区画(柵・ロープ・プランター・白線) / 立入制限の立て看板設置 生管理区域立入者への方法:立入者へのつきそい/畜舎出入り口の看板設置/畜舎開放部へのネット・金網の設置/専用靴・作業着設置/その	D
3	衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類	
	生管理区域出入り口:消毒薬噴霧器(車両用)/消毒槽(車両用)/消毒ゲート/消毒マット/消石灰帯/踏み込み消毒槽 含出入り口:消毒薬噴霧器(身体用)/消毒マット/踏み込み消毒槽/手指消毒スプレー/その他	
4	畜舎毎の家畜の飼養密度	
畜舎	きが複数ある場合は、畜舎ごとに記載してください。	
5	家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況	
	① 埋却予定地の所在地 : 有 • 無 (どちらかに〇)	
	住 所:	
	② 埋却予定地が自己所有でない場合	
	所有者の氏名:	
	契約内容(契約書の写し): 書面契約あり/承諾は得ているが契約はしていない/承諾を得ていない	
	③ 埋却予定地の面積・現在の利用状況・農場からの距離	
	利用状況: 山林·原野·空地·採草畑·放 • 面積:	
	④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況:説明し承諾を得ている/説明しているが承諾は得ていない/説明していない	
	⑤参考事項:	
6	家畜伝染病発生時における処分方法を焼却または化製処理で検討:	
	① 施設の名称:	
	住所: 農場からの距離: m	
	② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況: 競明し承諾を得ている/競明しているが承諾は得ていない/ 説明していない	
	③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況:説明し承諾を得ている/説明しているが承諾は得ていない/説明していない	
7	埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況	
	D地の購入を検討している/埋却地としての利用を地権者に相談している/関係者間で共同し埋却予定地の確保を行う協議をしている/候補用地を探している/焼却施設等を探じ /農場・役場担当者と相談中である	ノて
8	農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル	
大規あて		
1	担当獣医師について	
	氏名:	_
	所属:	

市町村名	氏名

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を
- 行うこと。 ・1から35までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸 を付けること。
 ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
 ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

農場名:

I 家畜防疫に関する基本事項 1 家きんの所有者の責務			家畜防疫員 チェック ボックス
①関係法令を遵守している。	はい	いいえ	
記入欄 内容を理解している関係法令: ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			
②農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を 高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 協力者:地域の他の家きんの所有者(飼養衛生管理者) 市町村 地域自衛防疫団体 その他()	-1		
③ (所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保 し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 連絡体制:携帯電話 事務所電話 メール FAX その他() 記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ
記入欄 (はいの場合) 情報の把握方法:メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他 ()	,	
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ
記入欄 (はいの場合) 情報の把握方法: 講習会 () ウェブサイト その他 ()	,	
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 点検の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()		.,
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。	はい	いいえ
※以下の資料を添付 農場の平面図(次のものを明示したもの) 1)衛生管理区域及びその出入口 2)消毒設備の設置個所		
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ
記入欄 (今後の改善方針)	l	.\
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成る。 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	えしてい	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) マニュアルの作成に当たり意見を求めた者:家畜防疫員 担当の獣医師 その他()			<u> </u>
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字しの配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	た冊子	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:冊子の配布 看板の設置 その他()			
③家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に 底している。	周知徹	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他()			
記入欄(今後の改善方針)			
 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
①衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の含む。)		はい	いいえ
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。	靴の消毒等である。※	、病原体 1当該農	の持込み 場の従事
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させて	いる。	はい	いいえ
③(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	該当しない	はい	いいえ
④(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	該当しない	はい	いいえ
⑤導入した家きんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	該当しない	はい	いいえ
⑥出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及 び出荷又は移動の年月日	該当しない	はい	いいえ
⑦飼養する家きんの羽数、日齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師に よる診療結果及び投薬その他の処置の状況		いいえ	
⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	<u></u> J.		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

5 大規模所有者が講ずる措置				
を作成し、これを全従業員に周知徹底している。	該当しない	はい	いいえ	
※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定した。	きものの:	写し		
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他()			,	
②家きん舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。「同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万頭、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万頭を超えないこと。)。」	該当しない	はい	いいえ	
③大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、必要事項を記載した対応計画を策定している。	該当しない	はい	いいえ	
記入欄 (今後の改善方針)	··		l	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				
6 獣医師等の健康管理指導			T	
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該 に対診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けている。		はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称: 指導(立入)頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()	J.		\	
記入欄(今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				
7 衛生管理区域の設定				
	生管理	はい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生	生管理	はい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター)		はいはい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 記入欄(はいの場合)衛生管理区域境界の明確化方法:消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター)その他(②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた	を者が	はい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター) その他() ②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れが消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。	を衛生管理	はい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 記入欄(はいの場合)衛生管理区域境界の明確化方法:消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター)その他() ②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てと。 ③出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り	を衛生管理	はい	いいえ	
7 衛生管理区域の設定 ①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 記入欄(はいの場合)衛生管理区域境界の明確化方法:消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター)との他() ②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れが消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てと。 ③出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り管理区域の境界に位置するよう設定している。	を衛生管理	はい	いいえ	

8 埋却等に備えた措置		
●以下の(1)~(3)いずれかの措置を行っている。	2, 3- 2 -	
(1) 死体の処理に必要な埋却地を確保している。	はい	いいえ
※以下の事項を記載した資料を添付 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項		
(2) 死体の処理に必要な焼却施設を確保している。		
※以下の事項を記載した資料を添付 ア 焼却施設の名称・所在地 イ 農場から焼却施設までの距離 ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無		
(3) 埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは付設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。 ※都道府県知事が求める取組の対応状況を記載した資料を添付	化製のた	めの施
記入欄(はいの場合) 措置の内容: (1) 埋却地の確保 (2) 焼却施設の確保 (3) 都道府県知事が求める取組 ・土地の確保に係る措置 ・焼却のための施設又は機械の利用に係る ・化製のための施設又は機械の利用に係る。		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
9 愛玩動物の飼育禁止		
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)]	L
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
10 密飼いの防止		
●家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。	はい	いいえ
※以下の資料を添付 家きん舎ごとの家きんの飼養密度(家きんの種類ごとに○㎡/羽)を記載した資料		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒 み及び特出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない		体の持込
記入欄(はいの場合) 措置の内容:門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他()		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等は除く。記入欄(今後の改善方針)		_
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の 洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他()		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()		
来場者用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()		
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆)	l	
その他 () 更衣による交差汚染を防止する措置の内容:	₁	·
③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	1	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等			
①衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	該当しない	はい	いいえ
記入欄(はい場合) 消毒設備:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m) その他(号		,
②衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法 により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	該当しない	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 措置の内容:農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他() 記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内にんでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	持ち込	はい	いいえ
記入欄 (はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回		_	·-
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ずむ場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	持ち込	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回			
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
18 飲用水の給与			
●飼養する家きんには飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、 て給与している。	消毒し	はい	いいえ
記入欄 使用している飲用水: 水道水 井戸水(異物混入:なし あり) 湧水(異物混入:なし あり) その他() 水質検査:実施していない 実施している(年 回)			
飲水消毒:実施していない 実施している 記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

19 家きんを導入する際の健康観察等			
①他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病 の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等を行い、健康な家きんを導入している。	はい	いいえ	
②導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認 するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 隔離方法:隔離ケージ オールアウト後の家きん舎 その他() 記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等			
●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗 浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー			
記入欄 (今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用			
①家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用靴 ブーツカバー その他() 来場者用:専用靴 ブーツカバー その他()			
②履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないよう、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他()			
更衣による交差汚染を防止する対策:	,	,	
③家さん舎から家さん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家さん舎の内外で交差しないよう、家さん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 措置の内容:家きん舎の内外で作業する者を分けている 専用靴の履替え その他()			
④靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

■飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。			
		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			l L
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
3 家きん舎外での病原体による汚染防止			
■家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込んでいない。		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			\
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
4 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕			
①野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することが る防鳥ネットその他の設備を設置している。	でき	はい	いいえ
記入欄 ■家きん舎内への侵入防止対策 なし ウィンドレス(隙間:なし あり(対策:))		\ -
壁または窓(破損:なし あり(対策:))		
ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策:) 金網(網目: cm、 破損:なし あり(対策:) 消石灰帯(設置:なし あり(幅 m)) その他())		
■排せつ物保管場所の対策 (1)排せつ物処理方法:堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他()			
(2) 野生動物の侵入防止対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:)))			
ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策:)) ブルーシート その他()			
■飼料の保管場所の対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:))		
■資材の保管場所の対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:))			
蓋付容器 ネット (網目: cm、 破損:なし あり (対策:)) ブルーシート その他 ()			
■死体の保管場所の対策 ●死体の処理 焼却処理 その他 ())))))))))))))))))			
●死体の保管 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:) コンテナ 蓋付容器			
ネット (網目: cm、破損なし あり (対策:) ブルーシート その他 ())			
■その他(必要に応じて記載) 施設の種類: 具体的な侵入防止対策:			
	てい	はい	いいえ
~ 記入欄(今後の改善方針)			l <u> </u>

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
●家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等 が混入しないよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.1	.l
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
26 ねずみ及び害虫の駆除		
①ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の 必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) ねずみの駆除対策:殺鼠剤 粘着シート その他() 害虫の駆除対策:殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他()	-1	
②家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.l	.1
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
97. 海州ダ珊区域内の敦州敦拓及区域主		
27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
D衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ
②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓 し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ
記入欄 雑草等の除草の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他() 整理整頓されていない資材等の有無:あり なし		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
28 家きん舎等施設の清掃及び消毒		
●家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び		
● なられるとの他の南土自星区域内にある地段を開発開土自星、コエデルに基づら足場間に信節及び 消毒している。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.1	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
29 毎日の健康観察		
●毎日、飼養する家きんの健康観察(ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行ってい る。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.l	1
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

IV	衛生管理区域外への病原体の拡散防止			
30	衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
る	衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせてい なる者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ	
亩	25人場が情報機能を誘行し、情報としても効果を終く。 2人欄(はいの場合)※項目13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 3毒設備:設置されたスプレー その他()			
	入欄(今後の改善方針)			
-	がPF-な日子11-期 71-な形法のよみ、 私送が 日日)			
豕	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
31	衛生管理区域から退出する車両の消毒			
る	衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し車両の消毒をさせてい 強出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	いはい	いいえ	
記入欄(はいの場合)※項目15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m) その他(
家	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
32	衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			
・すっ	家きんの排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出 場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記	入欄(今後の改善方針)	l		
家	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
	家きんの出荷又は移動時の健康観察			
	家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認し いる。 	はい	いいえ	
2	家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ	
	 入欄(はいの場合) 出防止方法(死体):屋根付きトラック 蓋付き容器			
L	入欄(今後の改善方針)			
家	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

4 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
D特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()	l	.l
②農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしてい る。	はい	いいえ
③衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
5 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの 曽加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けてい る。	はい	いいえ
②(獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があっった場合)当該家きんが監視伝染病 こかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこととし ている。	はい	いいえ
③(当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	はい	いいえ
①(飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合)速やかに獣医師の診療を受 ナ、又は指導を求めている。 	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
特定症状(対象とする家畜伝染病:高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ) 同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんのみ 。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性 によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。 家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又に スに対する抗体が確認されること。		
確認記録		
○年月日:		
○確認者(家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他(氏名:)	
確認記録		
○年月日:		ļ